



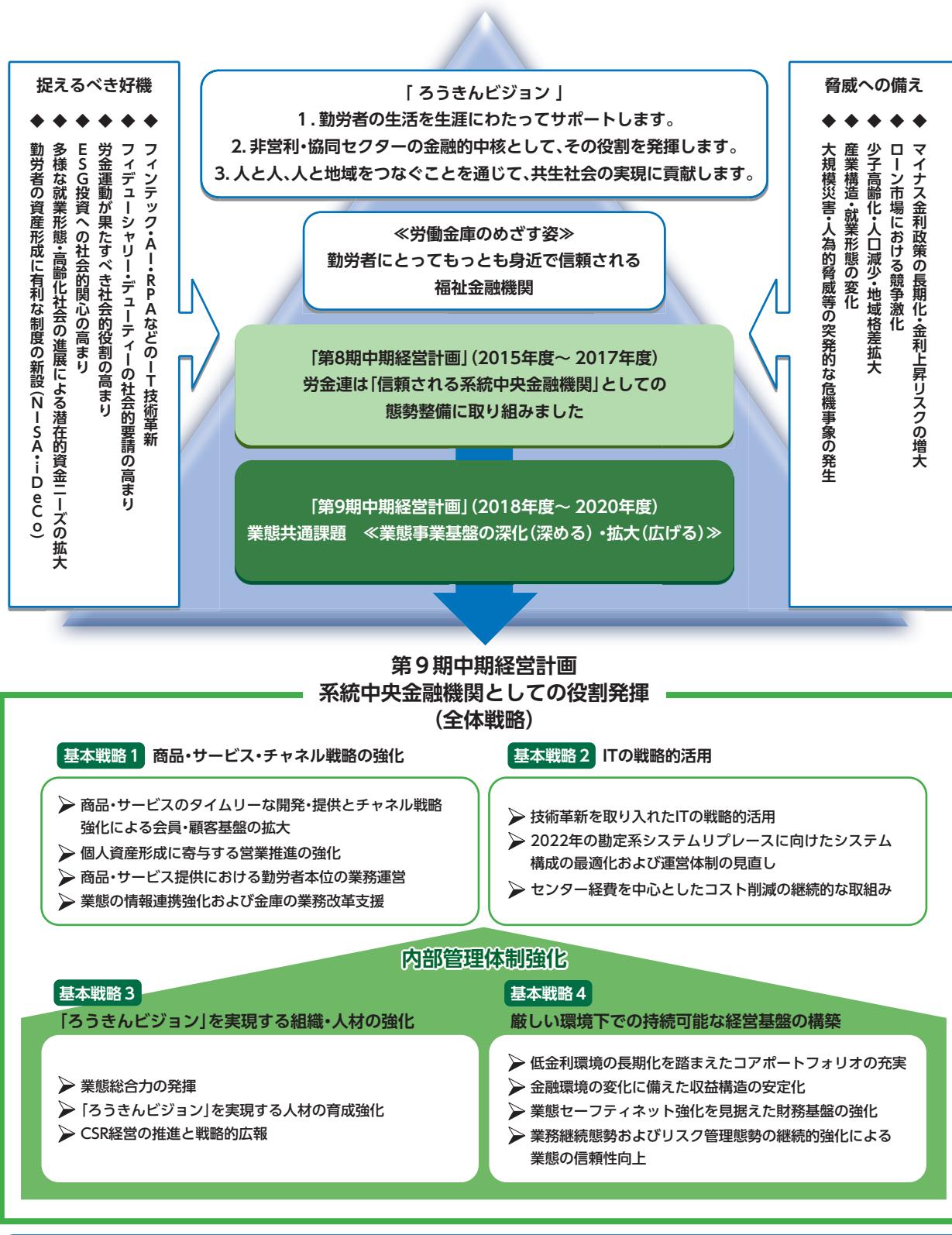
4. 経営管理体制

第9期中期経営計画・2020年度事業計画	32
経営方針	34
業務の適正を確保するための体制	35
お客さま本位の業務運営に関する方針	38
労金連のESG投融資原則	41
顧客保護等管理方針	42
苦情等への対応(金融ADR制度への対応について)	42
個人情報保護の取組み	43
利益相反管理方針の概要	45
金融円滑化の取組み	46
反社会的勢力に対する基本方針	47
金融商品に関する勧誘方針	47
確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針	47
証券業務に関する倫理コード	48
労働金庫電子決済等代行業者との連携及び 協働に係る方針	49
経営体制	51
リスク管理の体制	52
業務継続態勢	55
コンプライアンスの体制	56
内部監査の体制	60



第9期中期経営計画

労金連は、2018年6月の通常総会において、「労働金庫連合会第9期中期経営計画」(以下、「第9期中期経営計画」といいます。)を策定しました。これは、2018年度から2020年度までの3年間における労金連の経営の方向性、課題などを表したものです。



I. 計画の名称 労働金庫連合会第9期中期経営計画～系統中央機関の役割発揮～

II. 計画の期間 2018年度～2020年度(3か年)

III. 策定の趣旨

- ◆ 「ろうきんビジョン」を実現するための「重要な最初の3年間」という位置づけのもとにスタートした第8期中期経営計画(2015年度～2017年度)においては、基本戦略として、①信頼される系統中央金融機関としての態勢整備、②アール・ワンシステムの戦略的活用、③安定的な収益確保と金庫への還元、そして④系統中央金融機関にふさわしい人材の確保と育成、を掲げて取組みを行いました。
- ◆ 第9期中期経営計画においては、第8期中計の成果であり、継続課題でもある①企業年金やiDeCo（個人型確定拠出年金）、つみたてNISAなどを通じた勤労者の生涯生活設計支援の取組み、②金融商品販売支援に係るIB投信の導入と顧客本位の業務運営、③協会と連携した経営モニタリングを通じた金庫の経営改善支援、④アール・ワンシステムに係るIT統制ルールに基づく安定的なシステム運営、⑤金庫業務全般に係る業務改革の支援、をさらに強化していきます。
- ◆ また、第9期中期経営計画期間中は、業態がかつて経験したことのない厳しい経営環境が予測されますが、それを踏まえた上で、①ITの戦略的活用とコスト削減の両立、②事業基盤の深化に資するマーケティング力の強化、③持続可能な金庫経営基盤の構築、等一層の金庫支援に取り組むための基本戦略を掲げ、「系統中央金融機関としての役割」を最大限に発揮して業態の収益構造の強化に貢献することにより「ろうきんビジョン」の実現に寄与します。

2020年度事業計画

2020年度の事業計画は、第9期中期経営計画の目的・重点施策に則り、策定しています。

■ 基本戦略 1

商品・サービス・チャネル戦略の強化

- 1－1 商品・サービスのタイムリーな開発・提供とチャネル戦略強化による会員・顧客基盤の拡大
- 1－2 個人資産形成に寄与する営業推進の強化
- 1－3 商品・サービス提供における勤労者本位の業務運営
- 1－4 業態の情報連携強化および金庫の業務改革支援

■ 基本戦略 2

ITの戦略的活用

- 2－1 技術革新を取り入れたITの戦略的活用
- 2－2 2022年の勘定系システムリプレースに向けたシステム構成の最適化および運営体制の見直し
- 2－3 センター経費を中心としたコスト削減の継続的な取組み

■ 基本戦略 3

「ろうきんビジョン」を実現する組織・人材の強化

- 3－1 業態総合力の発揮
- 3－2 「ろうきんビジョン」を実現する人材の育成強化
- 3－3 CSR経営の推進と戦略的広報

■ 基本戦略 4

厳しい環境下での持続可能な経営基盤の構築

- 4－1 低金利環境の長期化を踏まえたコアポートフォリオの充実
- 4－2 金融環境の変化に備えた収益構造の安定化
- 4－3 業態セーフティネット強化を見据えた財務基盤の強化
- 4－4 業務継続態勢およびリスク管理態勢の継続的強化による業態の信頼性向上

経営方針

労金連は、「ろうきんの理念」のもと、**ろうきん**の中央金融機関として**ろうきん**業態の発展につとめ、その発展を通じて社会における責任を果たすとともに、社会の一員として人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与するため、次の経営方針を掲げ事業運営を行います。

(最終改正 2008年4月1日)

1 中央金融機関の役割を發揮します

労金連は、労働金庫の経営基盤強化に資するため、労働金庫の余裕資金の効率運用、労働金庫のニーズに沿った金融機能の提供につとめるとともに、ろうきん利用者のニーズや満足度を重視し、労働金庫の行う金融商品・サービスの提供を積極的に補完します。

また、労金連は、ろうきんバンキングシステムの安定稼働に万全を尽くし、ろうきん業態全体の業務継続体制を確保するとともに、労働金庫の安定的経営を支援する業態セーフティネットを確立し、ろうきん業態の信用の維持・向上に役割を發揮します。

2 経営基盤を強化し、経営の健全性を確保します

労金連が中央金融機関の役割と機能を十分に果たすためには、経営の健全性を継続的に確保しなければなりません。このため、労金連は、安定的な収益確保に向けて、労働金庫からの安定的な預金の受入れにつとめ、適切なリスク管理およびALMのもとに、運用力の強化を図ります。

また、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤の保有につとめます。

3 金融環境の変化に対応します

労金連は、人材の育成を通じて組織の力量を高め、また、重点分野への機動的な経営資源の配分や柔軟な組織体制の構築を進め、金融環境の変化に柔軟に対応し、新規業務に積極的に取り組みます。

4 顧客の保護および利便性の向上に努めます

労金連は、顧客からの信頼を得ることが、健全経営を確保するための基盤となるとの考えに基づき、コンプライアンスはもとより、業務の適切性の確保、顧客への説明の適切性および十分性の確保、セキュリティ対策等の利用者保護の検証・改善を継続的に行い、顧客の保護や利便性の向上につとめます。

5 内部管理態勢を強化し、適切な業務運営を行います

労金連は、法令や業務上の諸規則等を遵守し、規程等にもとづく厳正な事務と相互牽制の徹底、監査機能の充実・強化を通じて、適切な業務運営を行います。

また、個人情報保護、反社会的勢力との対決と危機管理を徹底し、金融機関機能の安全と信頼の確保に向け、内部管理態勢を強化します。

6 社会的責任(CSR)を重視した誠実な経営を行います

労金連は、自らの持続的な成長と社会の健全な発展の調和を目指し、「ろうきんの理念」にふさわしい社会的責任(CSR)経営を推進します。これを継続的に実践するため、経営姿勢を明確にしてガバナンス態勢の確立につとめます。

また、広く社会から信頼され、評価される金融機関となることを目標に、情報開示やコミュニケーションの充実を図り、透明性の高い誠実な経営を行います。

業務の適正を確保するための体制

労金連(以下、「本会」といいます。)は、労働金庫法第38条第5項第5号および労働金庫法施行規則第19条第1号から第12号までに定める「業務の適正を確保するための体制」を、以下のとおり整備しています。

(最終改正 2020年4月1日)

1 本会の理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(労働金庫法第38条第5項第5号)

- (1) 本会は、「ろうきんの理念」のもと、「経営方針」において、「内部管理態勢を強化し、適切な業務運営を行うこと」および「社会的責任(CSR)を重視した誠実な経営を行うこと」を掲げている。また、本会は、この「経営方針」に則り、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、法令等遵守体制を整備・確立するための管理方針「法令等遵守方針」を定めるとともに、本会が組織として遵守すべき事項と本会役職員が遵守すべき事項を「行動規範」として定め、これを全役職員に周知し遵守することとしている。
- (2) 本会は、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを宣言し、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、関係規程等を整備しこれを全役職員に周知している。
- (3) 理事会は、「理事会規程」を定め、原則月1回開催し、その他必要に応じて随時開催して、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督している。
- (4) 理事会は、役付理事の職務執行について、「役付理事職務権限規程」を定め、その責任体制を明確にしている。また、監事會は、「労働金庫連合会の監事監査基準」を定め、監事は当該基準に基づき、理事の職務の執行を監査している。

2 本会の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(労働金庫法施行規則第19条第1号)

本会の理事の職務執行に係る情報(総会・理事会・常務会・各種委員会議事録、稟議書など)については、「理事会規程」、「常務会規程」、各種委員会の規程および「文書取扱規程」等に基づき作成している。記録文書は、「保存文書取扱規程」に基づき、文書種類ごとに、定められた期間適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持している。

監事は、電子稟議システム導入により、理事の職務の執行状況も監督している。

3 本会の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(労働金庫法施行規則第19条第2号)

- (1) 理事会は、財務の健全性を確保する観点から、①市場リスク、②信用リスク、③流動性リスクを、また、業務の適切性の観点から、①事務リスク、②システムリスク(サイバーセキュリティリスクを含む)、③法務リスク、④レビューションリスク、⑤その他オペレーション・リスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者等の体制を整えている。
- (2) 理事会は、リスク管理体制の基礎として、「統合的リスク管理規程」を定め、個々のリスクについての管理部署および管理責任者を決定し、リスク状況の検証を行うため、役付理事を委員長とする委員会(コンプライアンス委員会、ALM委員会、経営管理委員会、システムリスク管理委員会)を設置している。委員長は、審議内容を理事会等に報告等するなど、同規程に従ったリスク管理体制を構築している。
- (3) 理事会は、「危機管理規程」に基づき、危機の発生または発生の懸念がある場合には、理事長を緊急対策本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損失の拡大を最小限に止める体制を整えている。また、常務会は、緊急事態の発生に際して迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための対応方針等として、「災害対策規程」、「業務継続計画」および「コンテインジエンシープラン(緊急時対応計画)」等を定めているほか、業務継続機能を確保するための事前準備活動について「業務継続マネジメント規程」に定めている。
- (4) 理事会は、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」に基づき、マネロン等リスク対策を経営上の重要な課題と認識し、マネロン等リスク対策を本会全体で実施するために組織横断的なリスク管理態勢を整備している。また、常務会は、「マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与リスク対策規程」にマネロン等リスク対策等についての基本的事項を定め、「マネロン等リスク対策計画」を毎年度策定している。

4 本会の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(労働金庫法施行規則第19条第3号)

- (1) 理事会は、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、「理事会規程」に基づき理事会を定期および臨時に開催している。また、本会の経営方針および経営戦略にかかる重要事項については、事前に理事長、副理事長、専務理事および常務理事等からなる常務会が議論を行い、その審議を経て執行決定を行っている。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、「経営組織規程」、「役付理事職務権限規程」、「常務会規程」および「決裁権限規程」において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めている。

5 本会の職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(労働金庫法施行規則第19条第4号)

- (1) 本会は、「ろうきんの理念」のもと、コンプライアンス体制の基礎として、「経営方針」、「法令等遵守方針」および「行動規範」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の遵守に関する取決めをまとめた「法令等遵守規程」を整備し、周知している。
- (2) 本会は、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持・向上を図っている。
- (3) 本会は、内部監査部門として、執行部門から独立した監査部を置くとともに、コンプライアンス統括部門として、コンプライアンス部を設置している。
- (4) 本会は、役職員が遵守すべき法令等の解説、各業務に即した遵守すべき法令等に関する具体的かつ詳細な留意点、役職員が違反行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、組織全体に周知している。
- (5) 本会は、コンプライアンスを実現させるために、教育・研修計画等を含むコンプライアンス・プログラムを策定し、組織全体に周知のうえ実践している。
- (6) 本会は、役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、弁護士、常勤監事を情報受領者に加えたホットライン制度を整備している。
- (7) 監事は、本会のコンプライアンス体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6 本会およびその子会社における業務の適正を確保するための体制

(労働金庫法施行規則第19条第5号)

- (1) 理事会は、本会およびその子会社(以下、「労金連グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制を構築している。
- (2) 常務会は、「子会社管理規程」に本会と子会社の間において協議または報告すべき事項を定め、子会社の業務運営の管理および指導を行っている。
- (3) 理事は、子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監事に報告するものとする。
- (4) 理事会は、子会社の管理および指導に関する事項を所管する部門を定め、当該部門が子会社の業務を所管する他の部門と連携し、経営および業務運営の状況等について、把握・分析および指導・支援を実施している。
- (5) 監査部は、「子会社監査実施基準」に基づき、子会社の了解を得て子会社監査を実施している。
- (6) 子会社の業務ラインから独立した内部通報システムとして、労金連グループ共通のホットライン通報窓口を整備している。
- (7) 監事は、労金連グループにおいて適切な内部管理態勢が整備されているかに留意し、子会社の経営管理態勢および内部管理態勢の状況等について、必要に応じて調査等を行うほか、監査役として本会常勤監事が直接子会社の取締役会に出席し、取締役の職務執行状況を監査している。

7 本会の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

(労働金庫法施行規則第19条第6号)

- 本会は、監事が制定した「労働金庫連合会の監事監査基準」に基づき、本会職員から監事会事務局に専任の監事補助者を任命している。

8 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

(労働金庫法施行規則第19条第7号)

理事会は、監事補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定について監事会の同意を得るものとする。

9 本会の監事の第7号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(労働金庫法施行規則第19条第8号)

監事は、監事補助者の業務執行者からの独立性の確保に努めるものとし、必要な指揮命令権が不当に制限されていると認められる場合には本会代表理事に対して必要な要請を行う。

10 本会の監事への報告に関する体制

(労働金庫法施行規則第19条第9号)

(1) 本会の理事および職員が本会の監事に報告をするための体制

監事全員が理事会に出席するとともに、常勤監事は常務会、経営委員会、業務システム委員会、コンプライアンス委員会、ALM委員会、経営管理委員会、金融商品選定委員会、予算管理委員会および内部監査役員会議に出席し報告を受け、意見を述べることができる。

役職員は、重要な稟議書、事務過誤報告、苦情報告等は常勤監事に回付することとし、常勤監事はこれらに意見を付すことができる。

本会は、役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、弁護士、常勤監事を情報受領者に加えたホットライン制度を整備している。

また、前記にかかわらず、「労働金庫連合会の監事監査基準」に基づき、監事はいつでも必要に応じて理事および職員に対して報告を求めるものとする。

(2) 本会の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および職員またはこれらの者から報告を受けた者が本会の監事に報告をするための体制

本会の子会社の管理および指導に関する事項を所管する部門は、子会社が本会に提出する報告書等を常勤監事に回付している。

また、本会は、子会社の業務ラインから独立した内部通報システムとして、労金連グループ共通のホットライン通報窓口を整備している。

11 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(労働金庫法施行規則第19条第10号)

本会および本会の子会社は、各々「ホットライン制度運営要領」を定め、報告、通報等を行ったこと（報告、通報等に協力したことを含む。）を理由とするいかなる不利益取扱いを行うことを禁止している。

12 本会の監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(労働金庫法施行規則第19条第11号)

監事は、職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、事後、本会に償還を請求することができるものとする。

13 その他本会の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(労働金庫法施行規則第19条第12号)

監事は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めるものとする。

お客さま本位の業務運営に関する方針

(最終改正 2018年4月1日)

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して、金融商品・サービスの提供を通じて、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である「労働金庫法」において、「非営利」、「直接奉仕」、「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これら原則に基づき、これまでもお客さま本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客さまである勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客さまの立場に立った、良質な商品・サービスを提供していくのは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

労働金庫連合会(以下、「本会」といいます。)は、〈ろうきん〉の中央金融機関として、〈ろうきん〉の資金需給調整、金融業務機能の補完、余裕資金運用など、〈ろうきん〉が行う金融活動を支えています。また、「ろうきんの理念」(4ページ)のもと、CSR経営など様々な指針による取組みを進めてきました。

今般、「お客さま本位の業務運営に関する方針」(以下、「本方針」といいます。)を策定・公表するにあたり、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動をふまえ、変化する時代の要請に応えるべく、更なる取組みを進めていきます。

本会は、以下の方針に基づく活動を実践し、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動を展開するとともに、勤労者の夢と共感を創造する〈ろうきん〉の中央金融機関としての役割発揮に努めていきます。

【方針1】 お客さま本位の業務運営に関する方針の策定・公表

- ・ 本会は、「ろうきんの理念」のもと、〈ろうきん〉の中央金融機関として〈ろうきん〉業態の発展に努め、その発展を通じて社会における責任を果たすとともに、社会の一員として人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与するために事業運営を行っています。
- ・ 本会は、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を全て採択し、本方針を定めます。
- ・ 本方針は、本誌およびウェブサイトに掲載し、公表します。
- ・ 本方針に係る取組状況は、ウェブサイトに掲載し、公表します。
- ・ 本方針は毎年見直しのうえ、必要があれば改正します。

(注) 本方針において、「お客さま」とは、本会および〈ろうきん〉の商品・サービスの利用者(利用を終了したお客さまを含む。)および利用を検討されている方を意味します。

【方針2】 お客さまの最善の利益の追求

- ・ 本会は、「ろうきんの理念」のもと、〈ろうきん〉の中央金融機関として〈ろうきん〉業態の発展に努め、その発展を通じて社会における責任を果たすとともに、社会の一員として人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与するため、「経営方針」、「事業計画」等を掲げ、「勤労者の生涯生活設計への貢献」などの重点施策を実施しています。

<「経営方針」の概要>

- ① 中央金融機関の役割を発揮します
 - ② 経営基盤を強化し、経営の健全性を確保します
 - ③ 金融環境の変化に対応します
 - ④ 顧客の保護および利便性の向上に努めます
 - ⑤ 内部管理態勢を強化し、適切な業務運営を行います
 - ⑥ 社会的責任(CSR)を重視した誠実な経営を行います
- ・ 「ろうきんの理念」は全ての〈ろうきん〉の役職員の行動の規範となるものであり、毎年若手職員向けに「理念研修」を実施しています。
 - ・ 「ろうきんの理念」および「経営方針」は、本誌およびウェブサイトに掲載し、公表します。

【方針3】 利益相反の適切な管理

- ・ 本会は、「労働金庫法」に基づく金融機関として、また、「金融商品取引法」上の登録金融機関として、これらの法令により求められている体制整備を行い、「利益相反のおそれのある取引」を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定め、この方針に基づき適切な管理を行っています。
- ・ 「利益相反管理方針」は、本誌およびウェブサイトに掲載し、公表します。
- ・ 投資信託については、販売する商品がお客さまにとって、基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることについて常務会に付議し、商品選定を行っています。

- (注1) 投資信託の商品選定にあたっては、お客さまの最善の利益を最も重視しています。本会が当該商品の提供会社を選定するにあたって、金融商品選定委員会にて商品提供会社の信頼性、提供商品の競争力、〈ろうきん〉の各営業店への支援体制、手数料水準などを総合的に勘案して選定しています。
- (注2) 本会および〈ろうきん〉においては、「販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合」、「同一主体またはグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合」となることはありません。
- (注3) 本会は〈ろうきん〉の中央金融機関であり、個人のお客さまと直接取引を行うことは稀有ですが、〈ろうきん〉が行う取引について利益相反とならないよう指導しています。
- (注4) 〈ろうきん〉の行う取引で利益相反となりうる「類型取引」は〈ろうきん〉のウェブサイトに掲載し、公表します。

【方針4】 手数料等の明確化

- ・ 本会および〈ろうきん〉がお客さまからいただく手数料は、ウェブサイトに掲載し、公表することを原則としています。
- ・ 投資信託について、本会および〈ろうきん〉は、ファンド一覧によりお客さまにお支払いただく手数料を商品ごとに一覧表にするなど、お客さまにご理解いただけるようわかりやすい開示に努めます。
- ・ また、〈ろうきん〉で取り扱っている投資信託については、〈ろうきん〉のウェブサイトにファンド一覧を用意して、お客さまにご理解いただけるように丁寧に対応します。

【方針5】 重要な情報の分かりやすい提供

- ・ 本会および〈ろうきん〉がお客さまにご利用いただく金融商品の重要な情報は、ウェブサイトに掲載し、公表することを原則としています。
- ・ 〈ろうきん〉では、勤労者とその家族の生活を守り豊かにするため、金融教育のための教材や情報発信ツールを作成し、様々な課題や幅広い世代を対象とした金融教育に取り組んでいます。
- ・ ウェブサイト「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」では、企業型DC加入者向けに、投資の基本的な考え方や運用商品の選択について詳しくご説明しています。
- ・ また、ウェブサイト「ろうきんのiDeCo個人型確定拠出年金スペシャルサイト」では、個人型DCに関する情報提供として、「資産運用なるほど講座」にて、金融商品やリスクとリターンについて詳しくご説明しています。

- (注1) 本会が選定する投資信託のうち、パッケージ商品に該当する商品としては、ファンドオブファンズ形態の投資信託があります。ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託(ファンド)を適切に組み合わせて、一つの投資信託(ファンド)にまとめたものをいいます。当商品については、個別のファンドのご購入には対応していません。ご購入を検討されているお客さまには、当該商品のメリット、リスク、手数料等の重要な情報をご理解のうえ、ご購入いただく運営としています。
- (注2) 投資信託について、本会および〈ろうきん〉は、ファンド一覧を用意するなど、お客さまにご理解いただけるように丁寧に対応します。
- (注3) 本会および〈ろうきん〉は、お客さまの資産状況、取引経験、知識および取引目的・ニーズを把握するとともに、お客さまにふさわしい金融商品・サービスの販売・推奨等を行います。そのうえで、お客さまに対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うよう努めます。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には、簡潔な情報提供を行う一方、複雑またはリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、より丁寧な情報提供を行います。
- (注4) お客さまに対して情報を提供する際には、より重要な情報については特に強調するなどしてお客さまの注意を促すとともに、本会で取り扱っている同種の金融商品・サービスの内容と比較することが容易となるよう工夫します。
- (注5) 本会は、本方針に関する取組状況を確認するための成果指標(KPI)として、投資信託ラインアップやファイナンシャル・プランナー(FP)等の資格取得状況、お客さまへの情報提供の状況等を定期的にウェブサイトに掲載し、公表します。

【方針6】 お客さまにふさわしいサービスの提供

- ・ 本会および〈ろうきん〉は、お客さまの資産状況、取引経験、知識および取引目的・ニーズを把握するとともに、お客さまにふさわしい金融商品・サービスの販売・推奨等を行います。
- ・ 本会は、「金融商品に関する勧誘方針」、「確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針」および「証券業務に関する倫理コード」を定め、お客さまにふさわしいサービスの提供に努めます。
- ・ これらの方針は、本誌およびウェブサイトに掲載し、公表します。

- (注1) 本会が選定する投資信託のうち、パッケージ商品に該当する商品としては、ファンドオブファンズ形態の投資信託があります。ご購入を検討されているお客さまには、当該商品のメリット、リスク、手数料等の重要な情報をご理解のうえ、ご購入いただく運営としています。
- (注2) 本会および〈ろうきん〉は「金融商品の組成」に携わっていません。
- (注3) 〈ろうきん〉では、投資信託の購入に際しては、お客さまの投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただき、お客さまにふさわしくない商品である場合には、その旨をお伝えする対応としています。
- (注4) 販売する投資信託の提供会社の選定にあたって、本会は、販売する商品の仕組み等の理解を図るための〈ろうきん〉の各営業店向けの研修が充実している会社を選定材料の重要な要素の一つとしています。本会においても情報提供を営業店向けに積極的に行ってています。

【方針7】 職員に対する適切な動機づけの枠組み等

- ・ 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客さまである勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。その職員への定着と実践に向け、〈ろうきん〉の中央機関である全国労働金庫協会において、職員研修「理念研修」を開催し、全国の〈ろうきん〉職員が参加しているほか、本会においても、〈ろうきん〉ならではの存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系の中で位置付けています。
- ・ 職員の人事評価にあたっては、お客さまの最善の利益に資する活動の実践を考慮する項目を設定しています。

労金連のESG投融資原則

(2020年4月1日制定)

労金連(以下、「本会」といいます。)は、「ろうきんの理念」に掲げる“人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること”を経営方針に明記し、CSRを重視した経営を行うこととしています。このような経営方針を実践し、SDGsを達成していくため、本会の投融資行動においては、持続可能な社会の実現に向け、勤労者を取り巻く社会的課題の解決に繋がる資金循環をつくりだしていくことが必要であり、また、その責任があると考えています。

こうしたことから、本会は、持続可能な社会を目指す金融の担い手として、投融資の判断にあたっては、財務的分析に加えて、ESG (Environmental:環境、Social:社会、Corporate Governance:企業統治) の課題(以下、「ESG課題」といいます。)を考慮することとし、次の取組みを行います。

1

本会は、投融資に係る分析と意思決定のプロセスに可能な限りESG課題を組み込みます。

<説明>

財務指標などの経済的側面に限らず、企業の社会的責任、例えば、環境・気候変動への取組みやコンプライアンス(法令遵守)、従業員への配慮・ディーセントワークの実現、地域社会への貢献などの社会的な取組みを考慮して投融資を行うこととします。

企業への評価は、ESGに対する評価を用います。

2

本会は、持続可能な社会の実現に向けて、投融資先企業とのエンゲージメント活動に取り組みます。また、株主議決権行使するにあたっては、ESG課題を考慮します。

<説明>

投融資先企業の行動に資金提供者の立場から関与していくことをエンゲージメントといいます。経営者に、持続可能な社会の実現に向けた中長期的な視点での企業価値向上および当該企業の持続的成長を働きかけるため、エンゲージメント活動に取り組みます。また、株主議決権行使するにあたっては、ESG課題を考慮することとします。

3

本会は、投融資先のESG課題に関する適切かつ十分な開示を重視します。

<説明>

企業は、自らの決定や活動が社会に与える全体的な影響について説明責任を担っています。また、情報開示は、企業の透明性を高めるだけでなく、双方のコミュニケーションの出発点であると言われています。したがって、本会は、持続可能な社会の実現に向けた重要な要素として「適切かつ十分な開示」を重視することとします。

4

本会は、投融資先に求める社会性について認識を深めるとともに、自らのESG課題に対しても真摯に取り組みます。

<説明>

本会は経営方針に「CSRを重視した誠実な経営」を掲げており、CSR経営を投融資の側面から制度化する仕組みがESG投融資原則です。したがって、ESG投融資原則を有する組織として、自らも持続可能な社会の実現に向けた社会的課題に対しても常に高い意識を持ち、不十分な側面を認識したうえで、これを改善する努力を行うこととします。

5

本会は、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況を適正に管理します。

<説明>

ESG投融資は、持続可能な社会の実現に向け、勤労者を取り巻く社会的課題の解決に繋がる資金循環をつくりだすこと目的にしていますので、ESG投融資に係る「説明責任」や「透明性」を自ら果たすために、本会は、本原則を開示するとともに、本原則に基づく運用状況を定期的に経営陣に報告します。

顧客保護等管理方針

(最終改正 2014年4月1日)

労金連は、労働金庫法・金融商品取引法その他の法令等を遵守のうえ、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取り組み、お客さまの視点に立った業務運営を確保するよう努力いたします。

- お取引に際しては、お客さまに適した労金連の商品やサービス等を十分ご理解いただき自らの意思に基づいて選択・活用していただけるよう、労金連職員は、商品知識、業務知識などの習得に努め、法令等に基づいた正確かつ適切な情報提供および説明に努めます。
- お客さまからのご相談については、お客さまとの情報共有および相互理解を図り、お客さまの視点に立って真摯かつ適切に対応するよう努めます。お客さまからのご意見・苦情等の声については、真摯に受け止めて適切に対応とともに、お客さまによりご満足いただけるよう努めます。
- お客さまに関する情報は、法令等に従って適正に取得・利用するとともに、不正なアクセスや不適切な取扱いによる流出等を防止するための適切な措置を講じることにより安全管理を徹底いたします。
- お客さまとのお取引に関連して、労金連の業務を外部に委託する場合は、お客さまの情報の保護や利益を保護するため、その業務を的確に遂行できる能力を持った委託先を選定するとともに、定期的または必要に応じてモニタリングを実施する等により、外部委託する業務を適切に管理いたします。
- 上記のほか、お客さまの保護や利便性の向上のために必要であると判断した業務につきましても適切に管理いたします。

- * 本方針において、「お客さま」とは、労金連の商品・サービスの利用者(利用を終了したお客さまを含む)および利用を検討されている方を意味します。
- * 本方針において、お客さま保護の必要性のある業務は、預金等の受入れ、融資取引、金融商品の販売、仲介、募集など、お客さまと労金連との間で行われるすべてのお取引に関する業務です。

苦情等への対応(金融ADR制度への対応について)

1 苦情処理措置

労金連は、お客さまからの苦情のお申し出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容を労金連Webサイトで公表しています。

労金連の事業運営に関するご相談や苦情については、以下の受付窓口までお申し出ください。

2 紛争解決措置

労金連は、紛争解決のため、以下の受付窓口または労金協会のろうきん相談所(土日・祝日および金融機関の休日を除く9時～17時、電話:0120-177-288)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

① 現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

② 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

※ 現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

お客さまのための受付窓口

窓口 労働金庫連合会 統合リスク管理部
電話番号 03-3291-7020 (受付時間:土日・祝日および金融機関の休日を除く9時～17時)
ファクシミリ 03-3295-9328
所在地(郵送先) 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5-15 労働金庫会館

ご案内

苦情への対応の概要・紛争解決措置の概要につきましては、労金連のWebサイトをご覧ください。
労金連Webサイト <http://www.rokinren.com/> ▶ 苦情への対応の概要・紛争解決措置の概要

個人情報保護の取組み

労金連は、経営方針のもと、お客さまの個人情報を適切に取り扱うことが労金連の社会的責任であると認識し、次のとおり「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」を定め、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの個人情報の保護に万全をつくしてまいります。

お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー

(最終改正 2017年5月30日)

労金連は、労金連の個人情報保護に関する取組方針および個人情報保護の取扱いに関する考え方として、下記の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」(以下、「本ポリシー」といいます。)を制定し、公表いたします。

なお、本ポリシーにおいては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく「個人番号」および「特定個人情報」は対象としておりません。「個人番号」および「特定個人情報」の取扱いについては、「お客さまの特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

1 取組方針

労金連は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、労金連が各種業務を行うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加えて、本ポリシーをはじめとする労金連の諸規程を遵守し、お客さまの個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

2 適正取得

労金連は、お客さまの個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

3 利用目的

労金連は、お客さまの個人情報について、利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて取扱いはいたしません。

なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

労金連におけるお客さまの個人情報の利用目的は、「お客さまの個人情報の取扱いに係る利用目的」を制定し、公表しております。

4 第三者提供の制限

労金連は、お客さまの同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてお客さまの個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いを委託する場合、合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客さまの同意をいただくことなく、お客さまの個人情報を提供することがあります。

5 機微(センシティブ)情報の取扱い

労金連は、お客さまの要配慮個人情報および機微(センシティブ)情報(労働組合の加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除きます。))については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてお客さまの同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

6 安全管理措置

労金連は、お客さまの個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、不正アクセス、個人情報の紛失、改ざんおよび漏えい等を防止するため、適切な安全管理措置を実施いたします。また、お客さまの個人情報を取り扱う従業者や委託先について、適切に監督してまいります。

7 繼続的改善

労金連は、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて本ポリシーを適宜見直し、お客さまの個人情報の取扱いについて、継続的に改善に努めてまいります。

8 開示等のご請求手続

労金連は、お客さまに関する保有個人データの利用目的の通知、内容の開示のご請求、保有個人データの内容が事実に反する場合等における訂正・追加・削除、利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求等につきましては、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

9 ご意見・ご要望のお申し出

労金連の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

お客さまの特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

(2015年10月1日制定)

労金連は、個人番号および特定個人情報(以下、「特定個人情報等」といいます。)保護の重要性を認識し、その適正な取扱いの確保について組織として取り組むため、以下の方針に基づきお客さまの特定個人情報等の保護に努めます。

1 事業者の名称

労働金庫連合会

2 関係法令、ガイドライン等の遵守

労金連は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」および「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

3 安全管理措置に関する事項

労金連は、お客さまの特定個人情報等について、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取り扱う従業者や委託先(再委託先等を含みます)に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4 ご質問および苦情処理の窓口

労金連は、特定個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情に適切かつ迅速に対応いたします。お問い合わせは、以下の問い合わせ窓口にて承ります。

なお、お客さまの個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」に基づく労金連の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」をご覧ください。

**お客さまのための
お問い合わせ窓口**

窓 口 労働金庫連合会 統合リスク管理部
電 話 番 号 03-3291-7020 (受付時間:土日・祝日および金融機関の休日を除く9時~17時)
所在地(郵送先) 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5-15 労働金庫会館

ご案内

個人情報のお取扱いにつきましては、労金連のWebサイトをご覧ください。
労金連Webサイト <http://www.rokinren.com/> ▶個人情報のお取扱いについて

利益相反管理方針の概要

(最終改正 2016年4月1日)

金融機関または金融グループにおいては、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反の生じかねない状況にあることから、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制の整備が義務付けられています。

労金連(以下、「本会」といいます。)におきましても、労働金庫法に基づく金融機関として、また、金融商品取引法上の登録金融機関として、これらの法令により求められている体制整備を行い、「利益相反のおそれのある取引」を特定し管理するための利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を策定しています。

以下に、その概要を公表いたします。

1 「利益相反のおそれのある取引」

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、本会または本会の子会社(以下、「本会等」といいます。)の行う取引のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引です。

「お客さま」とは、本会の業務に関して本会等と取引関係のあるお客さまをいいます。

2 「利益相反のおそれのある取引」該当性の判断

お客さまとの取引において本会等または本会等役職員に以下の事情がある場合に、「利益相反のおそれのある取引」に該当するか否かの判断を行います。

判断にあたっては、「お客さまの有する合理的な期待に反するかどうか」、「契約上または信義則上の義務に本会が反していないかどうか」を判断の基準とします。

- お客さまの不利益により、経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- お客さまとの取引の結果、お客さまの利益とは明確に区別される利益を取得する場合
- お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的その他の誘因がある場合
- お客さまとの取引以外の取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨もしくはサービスの形で誘因を得る場合、または将来得ることになる場合
- お客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して利益を得る場合

なお、「利益相反のおそれのある取引」に該当するか否かの判断に迷う場合は、該当するものとして管理の対象とします。

3 利益相反取引の管理方法

上掲2の「利益相反のおそれのある取引」に該当する場合には、それらの取引については、次に掲げる方法その他の方法を選択し、または組み合わせることにより、適切に利益相反管理を行います。

- 管理対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- 管理対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- 管理対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- 管理対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法または同意を得る方法

4 利益相反管理の対象となる法人の範囲

利益相反管理の対象取引は、本会および本会の子会社が行う取引です。

本会の子会社は、次の1社です。

株式会社労金カードサービス

5 体制の整備

本会は、利益相反管理統括部署および利益相反管理責任者を定め、「利益相反のおそれのある取引」の特定および利益相反管理を一元的に行い、その記録を保存します。

また、利益相反について定められた法律その他の法令、内部規程等を遵守するため、役職員に対する教育・研修を行い、利益相反の防止に努めます。

6 監査部による監査

利益相反の管理態勢については、監査部が監査を行い、その適切性および有効性を定期的に検証します。

金融円滑化の取組み

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、2013年3月31日に期限を迎ましたが、労金連は、その公共性と社会的責任を強く認識し、引き続きこれまでどおり対応します。

金融円滑化に関する基本方針

(最終改正 2018年3月29日)

労金連(以下、「本会」といいます。)は、労働金庫を会員とする中央金融機関として、これらの労働金庫の金融の円滑化を図るとともに、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図ることを役割としております。

役職員一同は、この金融仲介機能の発揮という重要な役割を果たすため、本会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでまいります。

1 実施方針

- (1) 本会の融資については、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めてまいります。
- (2) 本会の融資を利用されているお客さまからの貸付条件の変更等のお申込みに対しては、お客さまのご要望を真摯にお伺いし、お客さまの状況を十分ふまえたうえで、お借入れの返済に係る負担の軽減に資する措置をとるよう努めます。
- (3) お客さまに対する経営相談に積極的かつ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
- (4) 貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対するお客さまへの説明を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
- (5) 貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対するお客さまからのお問い合わせ、相談、要望および苦情への対応を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
- (6) お客さまの依頼を受けた特定認証紛争解決事業者(事業再生ADR解決事業者)より事業再生ADR手続の実施を依頼するか否かの確認があった場合において、迅速な紛争解決のためにその依頼を実施するよう努めてまいります。
- (7) 地域経済活性化支援機構からの債権買取申込みまたは事業再生計画に従って債権の管理または処分をすることの同意の求めに適切に対応するよう努めてまいります。
- (8) 上記同意に係る事業再生計画について、貸付条件の変更等、協力するよう努めてまいります。
- (9) お客さまからの貸付条件の変更等のお申込み、お客さまに係る事業再生ADR手続の実施依頼の確認、地域経済活性化支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他の金融機関や政府系金融機関、信用保証協会等、中小企業再生支援協議会、住宅金融支援機構が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

2 金融円滑化に係る体制等

- (1) 本会は、金融の円滑化を適切に行うために、次のような体制を整備しております。
 - ① 金融円滑化管理責任者の設置

金融円滑化管理の適切性の確保に向けて、理事会および常務会のもと、以下の役割を担う金融円滑化管理責任者を設置します。

 - ア. 弁済負担軽減の対応措置の状況を適切に把握する。
 - イ. 弁済負担軽減の対応措置に係る苦情相談を適切に行う。
 - ウ. 中小企業者事業の改善・再生支援を適切に行う。

当該管理責任者は、事務部の担当常務理事とし、上記ア. カラウ. の役割のほか、金融円滑化管理部署に対する指示をはじめ、金融円滑化管理の全般を統括します。
 - ② 金融円滑化管理部署の設置

事務部の貸付担当セクションを金融円滑化管理部署とし、金融円滑化管理責任者の指示のもと、金融円滑化管理に必要な情報を集約し、金融円滑化管理の適切な運営を行います。
 - ③ 相談窓口

金融円滑化に係る貸付条件の変更等に関するお問い合わせ、相談、要望および苦情は、事務部でお受けいたします。

* 窓口については以下の「お客さまのための相談窓口」をご参照ください。
- (2) 記録・保管

弁済負担軽減の対応措置の状況および弁済負担軽減の対応措置にかかる苦情相談については、漏れなく記録し、適切に保管いたします。
- (3) 方針の見直し

この基本方針は、理事会において、適時に見直すものといたします。

お客さまのための
相談窓口

窓口 労働金庫連合会 事務部 貸付担当
電話番号 03-3295-9331 (相談時間:土日・祝日および金融機関の休日を除く9時~17時)
所在地 東京都千代田区神田駿河台2-5-15 労働金庫会館

反社会的勢力に対する基本方針

(最終改正 2016年4月1日)

労金連は、反社会的勢力を排除する取組みを推進していくことが金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまの信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを宣言し、ここに反社会的勢力に対する基本方針を制定いたします。

1 反社会的勢力に対する姿勢

労金連は、反社会的勢力との関係を遮断し排除するために、理事長以下、全役職員が一丸となって、組織全体として断固たる姿勢で反社会的勢力と対決します。

2 反社会的勢力との関係遮断

労金連は、組織活動のあらゆるレベルおよびあらゆる取引において、反社会的勢力とは一切の関係をもちません。

3 不当要求の拒絶および法的対応

労金連は、反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶し、名目の如何を問わず、資金提供を行いません。また、不当要求に対しては、民事・刑事・行政の各面から法的対抗手段を講じます。

4 態勢の整備

労金連は、反社会的勢力による被害を防止するために、一元的な管理態勢を構築するとともに、規程等を整備し、全役職員に周知徹底します。

5 外部専門機関との連携

労金連は、平素から、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係を構築します。

金融商品に関する勧誘方針

(2001年4月1日制定)

労金連は、次の4項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

1. お客さまのご意向と実情に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
2. お客さまご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
3. お客さまにとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
4. 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

確定拠出年金運営管理業務に関する勧誘方針

(2014年1月5日制定)

労金連は、確定拠出年金運営管理業務を行うにあたり、次の4項目を遵守し、当該業務の適正な運営に努めてまいります。

1. 運用方法の選定・提示にあたっては、お客さまの利益を考え、適切な金融商品を選定するように努め、お客さまの意向と実情に沿って提示いたします。
2. お客さまご自身の判断でお取引いただくため、金融商品の内容やリスク内容など重要な事項について、適時・適切な情報提供に努めます。
3. お客さまにとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
4. 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、確定拠出年金に関する法令などの遵守に努めます。

証券業務に関する倫理コード

(2015年10月29日制定)

労金連(以下、「本会」といいます。)は、国民経済における資金の運用・調達の場である資本市場の一端を担う者として、資本市場における仲介機能という重責を負託されていることを十分に認識し、「金融サービス業におけるプリンシプル」(金融庁)に基づいて、本会の役職員一人ひとりが、職業人として国民の皆さまから信頼される健全な社会常識と倫理感覚を常に持ち、求められる専門性に応えられるよう、研鑽に努めます。

また、善良な市民として互いを尊重し、国籍や人種、性別、年齢、信条、宗教、社会的身分、身体障がいの有無等を理由とした差別的発言や種々のハラスマントを排除、防止します。

このため、本会の役職員が業務を遂行するうえでの基本的な心構えとして、以下に「証券業務に関する倫理コード」を定め、その遵守を宣言します。

1 法令等のルールを遵守します

お客様の財産の保護や取引の公正性を確保するための法令や規則等、本会が行う金融商品取引に関連するあらゆるルールを正しく理解し、これらを厳格に遵守します。

また、一般的な社会規範に則り、法令や規則等が予見していない事象に直面した場合でも、これを補うことができる社会常識と倫理感覚を持ち、実践します。

2 利益相反を適切に管理します

本会とお客様の間や、本会のお客さま相互間の利益が相反するなど、業務に関して生じる利益相反を、本会は適切に管理します。

また、地位や権限、業務を通じて知り得た情報等を用いて、不正な利益を得ることはしません。

3 守秘義務を遵守し、適切に情報を管理します

法定開示情報など、情報開示に関する規定によって開示が認められる情報を除いて、業務上知り得た情報の管理について細心の注意を払い、これを機密として保護します。

4 社会秩序の維持に努め、社会的貢献を実践します

良き企業市民として、社会の活動へ積極的に参加し、社会秩序の安定と維持に貢献します。

また、反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応して、これら勢力等との取引を一切行いません。

5 お客様の利益を重視して行動します

投資に関するお客様の知識、経験、財産、目的などの十分な把握に努め、これらに照らしたうえで、常にお客さまにとって最善となる利益を考慮して行動します。

6 お客様の立場で、誠実かつ公正に業務を遂行します

資本市場との仲介者として、常にお客さまのニーズや利益を重視し、お客様の立場で、誠実かつ公正に業務を遂行します。

本会での権限や立場、相対的に優位な情報を利用することにより、特定のお客さまを有利に扱うことはしません。また、適切な投資勧誘とお客様の自己判断に基づく取引に徹することにより、自己責任原則の確立に努めます。

さらに、お客様との間で締結された契約に基づく受託者責任が生じる場合には、お客様の利益に対して常に誠実に行動します。

7 お客様に対して、適切な助言を行います

お客様に対して投資に関する助言を行う場合、中立的立場から、事実と見解を明確に区別したうえで、専門的な能力を活かした助言を行います。

また、関連する法令や規則等のもとで、投資によってもたらされる価値に影響を与えることが予想される内部情報等の公開されていない情報をもとに、お客様に対する助言を行うことはしません。

8 資本市場との仲介者として、規律をもって行動します

法令や規則等に定めのないものであっても、社会通念や市場仲介者として求められるものに照らして疑義を生じる可能性のある行為については、当倫理コードと照らし、その是非について判断します。

関連する法令や規則等のことで、投資によってもたらされる価値に重要な影響を与えることが予想される内部情報等、非公開情報を適切に管理します。

9 社会的使命を自覚し、資本市場の健全性や信頼性の維持、向上に努めます

資本市場に関する公正性や健全性について正しく理解し、資本市場の健全な発展を妨げる行為はしません。

また、資本市場の健全性維持を通して、果たすべき社会的使命を自覚して行動します。

適正な情報開示を損なったり、公正な価格形成を歪めることにつながる行為に関与する等、本会に対する信頼を失墜させ、あるいは資本市場の健全性を損ないかねない不適切な行為はしません。

10 当倫理コードを遵守するための体制を整備しています

本会は、内部管理統括責任者を倫理コード運用管理責任者と定め、当倫理コードの遵守状況を管理します。

また、役職員に対する教育・研修を行うことで、当倫理コードで宣言した事柄の実効性をより高めていきます。

労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

(最終改正 2019年9月12日)

1 労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

労金連および全国13の労働金庫は、労働金庫電子決済等代行業者のサービスを利用するお客様の利便性を向上すべく、APIの公開に取り組んでまいります。

労金連および全国13の労働金庫は、オープンAPIの環境を構築し、「労働金庫電子決済等代行業者との連携及び協働」を安全に実現します。

2 労金連が契約を締結する労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業を営むことについての同意

次の全国13の労働金庫は、労金連と契約を締結した労働金庫電子決済等代行業者が、当該労働金庫に係る労働金庫電子決済等代行業を営むことに同意しており、労金連が電子決済等代行業者と連携を行います。

- | | | | | |
|-----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| ● 北海道労働金庫 | ● 東北労働金庫 | ● 中央労働金庫 | ● 新潟県労働金庫 | ● 長野県労働金庫 |
| ● 静岡県労働金庫 | ● 北陸労働金庫 | ● 東海労働金庫 | ● 近畿労働金庫 | ● 中国労働金庫 |
| ● 四国労働金庫 | ● 九州労働金庫 | ● 沖縄県労働金庫 | | |

3 参照系API等の体制整備

労金連および全国13の労働金庫は、労働金庫電子決済等代行業者とのAPI連携の体制を次のとおり整備しております。

(1) 個人のお客様

対象：キャッシュカードをお持ちのお客様

APIで提供する機能	対象口座種類
残高照会	普通預金、貯蓄預金、
入出金明細照会	カードローン

(2) 法人のお客様(団体のお客様)

対象:インターネットバンキング(団体向け)を利用しているお客様

APIで提供する機能	対象口座種類
残高照会 入出金明細照会	普通預金、当座預金
総合振込(データ作成依頼) 給与・賞与振込(データ作成依頼) 振込振替(データ作成依頼) 口座振替(データ作成依頼)	-

4

更新系APIの体制整備

現時点では、更新系APIの対応予定はありません。

今後、システムリスクや社会情勢等を勘案しながら、導入を検討します。

5

APIに係るシステムに関する事項

労金連は、APIに関連したシステムの設計、運用および保守について、全国13の労働金庫の委託を受けています。

また、労金連は、APIに関連したシステムの設計、運用および保守を株式会社NTTデータに委託します。

労金連および全国13の労働金庫が提供するAPIは、一般社団法人全国銀行協会が公開している「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書—オープン・イノベーションの活性化に向けて—(2017年7月)」と同等基準に従うものとします。

労金連および全国13の労働金庫が提供を行うAPIにおいては、以下を採用します。

アーキテクチャー・スタイル	REST
通信プロトコル	HTTPs
データ表現方式	JSON
認可プロトコル	OAuth2.0
バージョン管理	セマンティック・バージョニング

6

その他参考となるべき情報

- API連携を前提に契約を締結します。スクリエイピングを前提とした契約締結は行いません。
- APIの仕様や利用方法等は、株式会社NTTデータが提供する「OpenCanvas API開発者ポータル」において、確認が可能となっております。

経営体制

労金連は、〈ろうきん〉の中央金融機関として〈ろうきん〉業態の発展に寄与するため、経営体制の強化に努めています。

総 会

総会には、通常総会と臨時総会があり、通常総会は、毎年6月(毎事業年度終了後3ヵ月以内)に開催され、経営の最高意思決定機関として、定款変更、事業計画、剰余金処分案の承認ならびに役員の選任など、運営の基本的事項について決議しています。

また、臨時総会は、必要に応じて開催されます。

常 務 会

常務会は、役付理事により構成され、経営の基本方針および諸方策を適切・迅速に策定し、経営活動を効率的に行うため、必要に応じ開催しています。

常務会には、役付理事に加え執行役員も出席し、提案・報告を行います。

また、常勤監事も出席し、必要があると認めたときは意見を述べ、必要に応じ報告を行います。

理 事 会

理事会は、原則毎月1回開催され、業務執行の決定や理事の職務執行を監督します。

2020年6月30日現在、役付理事6名(常勤、うち代表理事3名)、理事12名(非常勤)、計18名の理事で構成されています。

また、理事会には監事も出席し、必要があると認めたときは意見を述べ、必要に応じ報告を行います。

監事(監事會)

監事は、会員である〈ろうきん〉の代表理事から選任される非常勤監事1名、員外常勤監事1名および非常勤の法定員外監事1名の計3名で構成され、各々独立した権限を有しています。監事は監事會を組織し、事業年度を通じて業務監査を実施することにより、理事の職務執行を監査しています。

なお、労金連は、労働金庫法の規定に基づき会計監査人による監査を受けることが義務づけられており、監事による監査と会計監査人による外部監査の体制を整備しています。労金連は業務監査・会計監査の実効性を確保することにより、経営の健全性確保と経営内容の透明性の向上に努めています。

各種専門委員会

各種専門委員会として、理事会の決議により「経営委員会」および「業務システム委員会」を設置し、労金連の事業運営に関する重要事項について、理事会の諮問を受け、答申する体制を整備しています。

各々の委員会は、理事会において理事(役付理事を除く)の中から選出された委員長、副委員長各1名、および各〈ろうきん〉の常勤の理事または執行役員およびこれに準ずる者1名で構成され、理事会の諮問を受けた事項を審議し、その結果を答申しています。

なお、上記委員会は、諮問事項のほか緊急を要する事項についても、対応方針等を協議し、理事会に具申することができます。

リスク管理の体制

リスクに対する考え方

労金連は、経営方針において、労働金庫の中央金融機関としての役割を發揮するために、経営基盤を強化し、経営の健全性を確保するとともに、リスク管理等の内部管理態勢を強化し、適切な業務運営を行うこととしています。

〈ろうきん〉の経営基盤強化に資するためには、〈ろうきん〉の余裕資金の効率運用、〈ろうきん〉のニーズに沿った金融機能の提供に努めるとともに、〈ろうきん〉の行う金融商品・サービスの提供を積極的に補完します。また、ろうきんバンキングシステムの安定稼働に万全を尽くし、業態全体の業務継続態勢を確保するとともに、〈ろうきん〉の安定的経営を支援する業態セーフティネットを確立し、業態の信用の維持・向上に役割を発揮します。

労金連が中央金融機関の役割と機能を十分に果たすためには、経営の健全性を継続的に確保することが必要となります。安定的な収益確保に向けて、〈ろうきん〉からの安定的な預金の受け入れに努め、適正なリスク管理およびALMのもとに、運用力の

強化を図ります。また、自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤の保有に努めています。

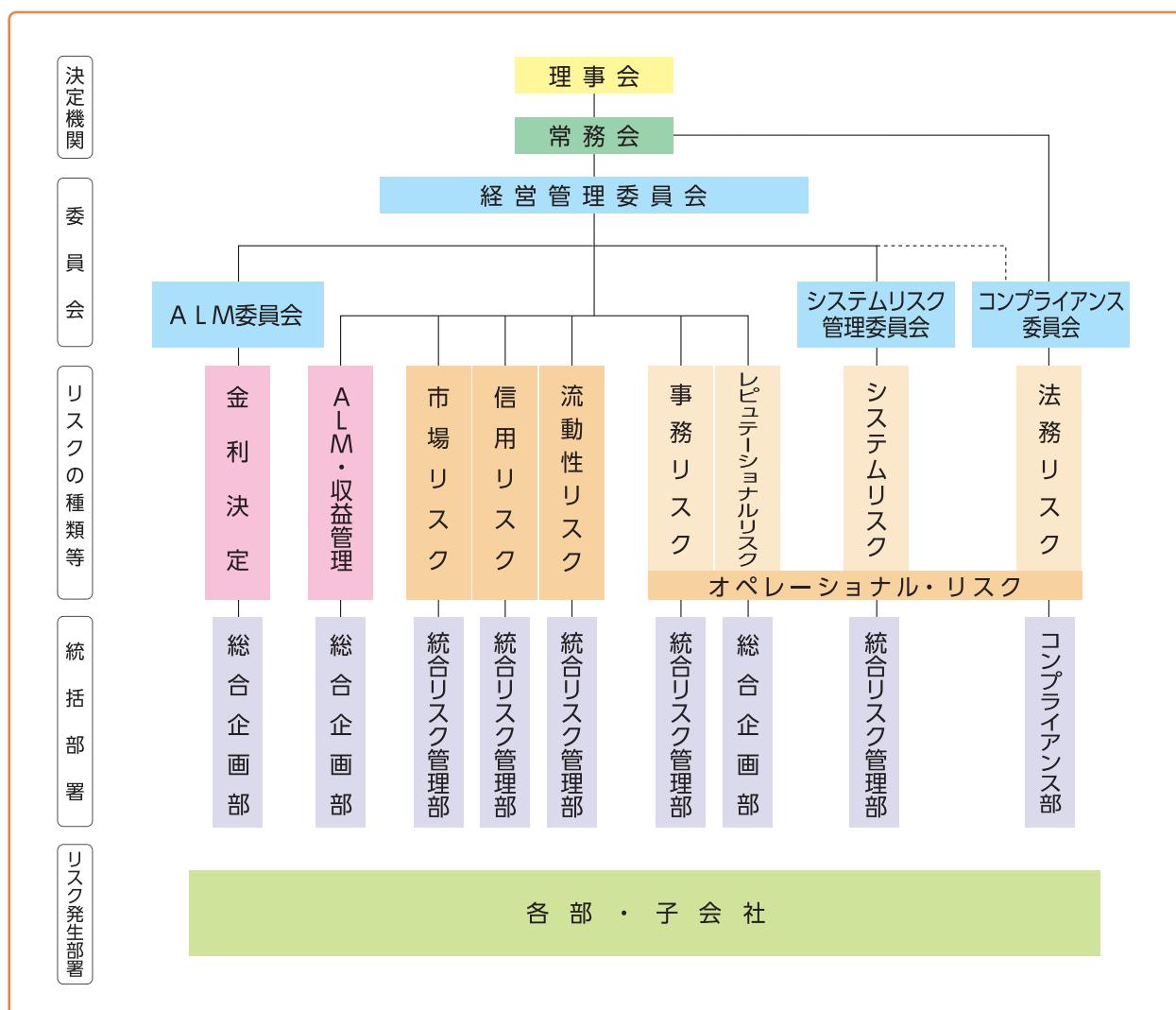
労金連は、財務の健全性を確保する観点から、市場リスク、信用リスク、流動性リスクを、また、業務の適切性の観点から、事務リスク、システムリスク、法務リスク、レビューションアルリスクを認識し、各リスクを把握し管理する体制を整えています。

労金連に所在する各種のリスク状況を把握し、必要に応じて適切な対応を行うため「統合的リスク管理規程」により、リスク管理の態勢整備に関する方針、リスクの特定・把握に関する方針、リスク管理の基本方針等、リスク管理態勢の基本的事項を定めています。

役付理事を委員長とする経営管理委員会、システムリスク管理委員会、ALM委員会、コンプライアンス委員会等を設置し、審議内容を常務会に報告または付議するなど、同規程に従ったリスク管理体制を構築しています。

リスク管理体制

(2020年7月1日現在)



統合的リスク管理

各種リスクについて個別の方法で定量的または定性的に評価を行い、経営体力(自己資本)の範囲内で必要なリスクを取るとともにコントロールしながら、安定的な収益確保と健全な財務状態の維持に努めています。

計量化可能な市場リスク・信用リスクおよびオペレーションリスクについては、統合的リスク管理手法によりVaR等をベースとした統一的な尺度で計測し、自己資本と対比することによって一元的なリスク管理を行っています。

また、事業計画、収益管理に基づいて、リスク資本の配賦を行い、カテゴリーごとに取り得るリスクの許容範囲を明確にすることで、リスクコントロールを適切に実施しています。

加えて、金融市場の変化や不確実性に対応するため、金利上昇リスクに焦点をあてたストレスシナリオや株価、為替のストレスシナリオを用いてカテゴリー（金利、価格、為替、信用）ごとのストレステストを拡充し、配賦したリスク資本の十分性を検証しています。

各リスクの管理方針

市場リスク

「市場リスク」は、金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が変動し損失を被るリスクです。

「金利リスク」

市場金利の変化に対応した資産・負債の管理を行うため、金利更改ベースでの残存期間別差額を算出するほか、将来の金利推移を予測した金利シナリオや資金量推移を予測した資金シナリオでシミュレーションを行い、金利変動による収支損益の変動額を把握しています。

また、イールドカーブ等を用いて資産・負債の現在価値を算出して市場VaR（バリューアットリスク）の計測を行い、金利リスクを定量的に把握・管理しています。

「有価証券の信用リスク」

国別、発行体別、格付別に保有限度額を定め、保有状況のモニターを行っています。また、債務者がデフォルトした場合に加え、債務者の信用度が低下した場合における経済価値の損失を考慮する信用VaRを計測し、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

「有価証券以外の信用リスク」

貸出金は個別取引先ごとに審査を行うほか、短期資金取引・使用貸借または賃貸借契約による貸付を行っている場合の有価証券・デリバティブ取引は取引先にクレジットラインを設けて、取引状況のモニターを行っています。また、有価証券と同様に信用VaRの計測を行い、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

これらの管理に加え、企業情報の収集・分析、および信用状態の悪化に対するモニタリング機能を強化するとともに、個別取引ごとに自己査定を実施し、個別信用リスクの把握を行うほか、オン・オフ一体によるポートフォリオ全体の名寄せを行い個別・グループごとの総与信額を算出し、信用リスクの的確な把握と管理を行っています。

流動性リスク

「流動性リスク」は、市場の混乱等により市場において取引が成立しなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」と、予期せぬ資金の流出等により資金繰りに支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」があります。

労金連では、中央金融機関として、各〈ろうきん〉の支払準備資金を確保・供給するという本来の役割を果たしつつ、資金を効率的に運用するうえで、資金繰り管理を重要なリスク管理と位置づけ、〈ろうきん〉の資金動向、外部環境、労金連の要因等についてモニターするなど、短期的な資金動向にとどまらず、長

信用リスク

「信用リスク」は、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスクです。また、「信用リスク」は、貸出取引だけでなく市場取引にも付随して発生します。

期的な資金動向も注視しています。また、市場からの調達可能額や担保差入可能額を把握するなど、適正な流動性資金の確保に努めています。

オペレーション・リスク

「オペレーション・リスク」は、業務の適切性の観点から業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクです。

「事務リスク」

「事務リスク」は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは役職員の過失や不正等に起因して不適切な事務が行われることにより損失を被るリスクです。

労金連では、正確かつ効率的な事務処理が信用の原点であると認識し、役職員の「事務リスク」に対する考え方や意識を高め、適切な事務リスク軽減策を講じ、事務改善を図るための態勢確保に努めています。

具体的には、各部の事務処理に係る要領・マニュアル等の整備を行うとともに、事務過誤を記録・保管し、各部内の研修を実施すること等により、事務過誤再発防止に努めています。

「システムリスク」

「システムリスク」は、コンピューターシステムの停止または誤作動等、さらにシステムの不備および不正に使用されることにより損失を被るリスクです。

労金連は、中央金融機関として、**(ろうきん)**業務の重要な部分についてのコンピューター処理を担っており、広範な「システムリスク」に晒されています。

このため、経営戦略の一環としてコンピューターシステムを捉えること、セキュリティポリシーをはじめとした各種規程や具体的な管理基準を定め、システムリスクの極小化を図ること、

また「危機管理規程」および「コンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)」を策定し、顕在化したシステムリスクに対しても損失を最小限に抑えることを基本原則とし、障害発生時のバックアップの確保、障害復旧訓練および安全性の検証等システムリスク管理体制を整備し、実施しています。また、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢を、**(ろうきん)**業態全体で構築しています。

「法務リスク」

「法務リスク」は、法令・契約等に違反する行為や不適切な契約の締結により、あるいは法律・会計制度・税制の変更への対応が不十分であることなどにより損失を被るリスクです。

労金連では、法務リスクの顕在化の防止に努め、適切に管理する体制を整備しています。

具体的には、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員に周知徹底するとともに、適時、コンプライアンス・マニュアルの見直しを行い、法令や制度・規則等の変更に対応しています。また、新たな業務や各種契約に関しては、内部でリーガル・チェックを実施するほか、必要に応じて弁護士等の外部の専門家に意見を求めるとしています。

「レピュテーションリスク」

「レピュテーションリスク」は、労金連の事業活動に関連して現実に生じた各種のリスク事象、または虚偽の風説・悪意の中傷等が報道されることにより、結果的に金庫・会員・顧客や取引先に対して信用を失い、労金連または**(ろうきん)**業態全体が有形無形の損失を被るリスクです。

労金連では、労金協会と協力し、**(ろうきん)**業態に大きな影響を及ぼすと判断されるレピュテーションリスクを早期に把握し、そのレピュテーションリスクの規模・性質に応じて迅速かつ適切に対応するための管理体制を整備しています。

危機管理体制

労金連では、大規模災害、政治・経済・社会制度の変化、コンピューターシステムの障害、風評被害、感染症等に起因する緊急事態を想定した「危機管理規程」を危機管理対応における最上位規程として整備しています。本規程では、各種業務の中止の範囲と期間を極小化し、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための体制および対応方針等を定めています。

審査体制

個別案件の融資審査においては、当該融資先の経営内容、事業計画の健全性と将来性および資金計画・償還計画の妥当性、担保の適格性等を総合的に勘案しています。

また、大口融資案件等については、決裁権限規程および個別制度規程に基づき、信用リスクの把握と審査における相互牽制

危機発生時(発生が懸念される場合を含む)には緊急対策本部を設置し、一元的に指揮・命令を行う体制としています。

また、平時より、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めるとともに、業務継続態勢の不断の見直しを行っています。(業務継続態勢の整備状況については、55ページをご覧ください。)

機能を重視した手続きを実行しています。

融資実行後においては、融資先の経営状況や事業遂行状況を的確に把握すること、また資産の自己査定結果を踏まえた適切な事後管理策を実施することにより、資産の健全性の確保に努めています。

業務継続態勢

業務継続方針

労金連は、大規模地震、台風等の自然災害、感染症、火災、システム障害等の発生時(以下、「非常時」という。)においても、金融

システム機能を維持するために業務継続態勢を整備しています。

<労金連の非常時における業務継続に関する基本方針>

- (1) 自然災害や火災、感染症など生命・身体に危険が及ぶ可能性のある非常時には、人命を最優先し、まず役職員の安全を確保する。
- (2) 非常時においては、最低限の国民生活を維持するために必要な金融機能を労金連の重要業務として継続する。
- (3) 非常に備え、事前に、業務継続に係る対応方針、手段、必要な資源の確保および適切な配分を定める「業務継続計画」を策定する。
- (4) 業務継続の実効性を確保・向上させる観点から、「業務継続マネジメント規程」を策定し業務継続体制の整備を実施する。
- (5) 経営陣は、業務継続の重要性を認識し、組織横断的な業務継続体制の整備を経営課題の一つとして位置づけ、継続的に取り組むものとする。

上記の基本方針に基づき、非常時における緊急対策体制、および非常に備えたバックアップオフィス等の体制の強化を進め

るとともに、平時から業務継続の実効性を確保・向上させる取組み(PDCA活動)を行っています。

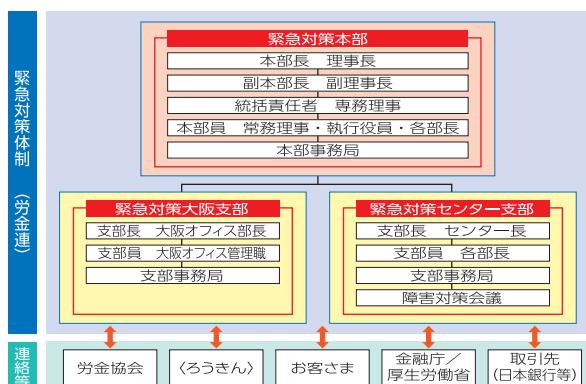
「危機管理規程」に基づく緊急対策体制

労金連は、「危機管理規程」において、非常時における各種業務の中斷の範囲と期間を極小化し、迅速かつ効率的に必要な業務の復旧を行うための体制および対応方針等を定めています。

非常時においては、緊急対策本部を設置し、一元的に指揮・命令を行う体制を整備しています。

緊急対策本部は、原則として東京地区に設置し、必要に応じて緊急対策センター支部、緊急対策大阪支部を設置することとしています。

また、危機が〈ろうきん〉全体に影響を及ぼすことが予想され、労金協会と共同して対応すべきと判断した場合には、「合同対策本部」を組織し、労金協会と相互に協力して危機管理対策にあたることとしています。



業務継続態勢の強化に向けた関連規程の継続的な見直し

労金連は、業務継続態勢強化の取組みとして、業務継続対応のPDCA活動を行うとともに、関連規程の継続的な見直しを行っています。

「業務継続マネジメント規程」では、単年度または複数年度にまたがるアクションプラン(活動計画)を定め、業務継続を実現するための予算・資源等の確保、「業務継続方針」を役職員に浸透

させるための教育・訓練の実施、「業務継続計画」の点検・更新による改善を継続的に行っています。

「業務継続方針」および「業務継続計画」は、絶えず見直すことが重要であり、アクションプラン(活動計画)の実施結果を踏まえて、適宜改正等を行っています。

バックアップオフィス体制

労金連は、非常時における対応強化策として、大阪地区を拠点としたバックアップオフィスを設置しています。バックアップオフィスは主に次の役割を担っています。

- ・ 東京地区での業務継続が困難となった際には、大阪地区にて日銀決済・対外決済等の業務を代行します。
- ・ 平常時においても、東京地区と大阪地区の二拠点で現金供

給業務(66ページ)等のデュアルオペレーションを行っています。順次、デュアルオペレーションの対象業務範囲を拡充し、業務継続態勢強化を図ります。

- ・ 総合事務センターでの業務継続が困難となった際には、アール・ワンシステム(業態のオンラインシステム)のバックアップサイト(災害対策システム)切替に伴う初期対応を行います。

継続的な訓練の実施

労金連は、「業務継続計画」の実効性の確認と要員の習熟度向上の観点から、金融システム機能維持のために最低限必要な日銀決済・対外決済等の重要業務を中心に、定期的に組織横断的

な訓練を行っています。訓練を継続して行うことで、平時より、業務継続の実効性の確保・向上に努めています。

コンプライアンスの体制

コンプライアンスに対する考え方

労金連は、「ろうきんの理念」に掲げる「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」を「経営方針」に明記し、理念に根ざした事業活動を行うことを経営の根幹に据えています。これは、〈ろうきん〉の中央金融機関として〈ろうきん〉業態の発展に努めると同時に、社会の一員としてより良い社会の実現に対する責任を果たしていくことが労金連の目指すCSR経営であるからです。

このCSR経営の重要な柱となるのがコンプライアンスです。労金連は、社会からの揺るぎない信頼の維持、業務の健全性および適切性を確保するため、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置づけ「法令等遵守方針」を定めています。

法令等遵守方針(抜粋)

1. 経営方針に則り、本会の社会的責任と事業目的に適合する高い企業倫理を構築し、その実践と徹底を図るため継続的な取組みを行うこと
2. コンプライアンス関連情報を一元的に収集、管理、分析、検討して、その結果に基づき適時に適切な措置・方策を講じるための態勢を整備すること
3. 法令等遵守を実践するために具体的な計画(コンプライアンス・プログラム)を年度ごとに策定し、進捗状況および達成状況を定期的に把握・評価し検証しながら改善を加えること
4. 法令等違反行為が発生した場合には、事実関係の調査・解明と原因究明を行い、迅速な問題解決と徹底した再発防止に努めるとともに、関係者の責任追及と監督責任の明確化を図ること
5. 役職員にコンプライアンスの重要性を認識させ、法令やルールを遵守のうえ担当職務を誠実に遂行させること

また、「行動規範」では、法令等遵守に加え、情報開示、人間の尊厳の尊重、環境への配慮、情報取扱いの徹底など、労金連あるいは役職員一人ひとりが守るべき事項を定め、企業倫理や事業活動に対する労金連の基本姿勢を明らかにしています。

このような理念、経営方針、法令等遵守方針ならびに行動規範に基づき、労金連は、今後も広く社会から信頼される金融機関となることを目指して透明性の高い誠実な経営を行っていきます。

行動規範(抜粋)

I 基本原則

I-1 公共的使命と事業目的に対する責任

公共的使命と事業目的に対する責任の重みを常に自覚し、健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼を確保する。

I-2 法令やルールの遵守と誠実で倫理的な事業活動

法令やルールおよびその精神を遵守し、誠実かつ倫理的な事業活動を行う。

I-3 ステークホルダーとの関係

「ろうきんの理念」に掲げる「人々が喜びをもって共生できる社会」の実現に向けて、労金連を取り巻くさまざまなステークホルダーとの関係を重視する。

II 労金連

II-1 政治・行政との健全かつ透明な関係

労働金庫法に定める「政治的中立の原則」を堅持するとともに、行政との健全かつ透明な関係作りに努める。

II-2 反社会的勢力の排除と被害防止

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除し、反社会的勢力による被害を防止する体制を構築する。

II-3 透明な経営

必要な情報を適時適切かつ誠実に開示し、透明性の高い経営を行う。

II-4 人間の尊厳の尊重

人間の尊厳を尊重する組織風土を醸成する。

II-5 雇用に関する取組み

職員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、働きがいがあり、安全で働きやすい環境を確保する。

II-6 社会貢献活動

事業活動はもとより、社会活動を通じて、より良い社会づくりへの貢献に努める。

II-7 環境への配慮

環境問題の重要性を強く認識し、環境に配慮した取組みを継続的に展開する。

II-8 代表理事の果たすべき役割と責任

代表理事は、本行動規範の実践、徹底および問題解決について、役割と責任を遂行する。

III

役職員

III-1 職務上の地位を利用した不当な利益を図る行為や労金連と利益が相反する行為を行ってはならない。

III-2 公私を明確に区別しなければならない。

III-3 情報や情報システムは適切に管理・保護し、それらの機密や安全を損ねる行為は一切行ってはならない。

III-4 社会的常識の範囲を超えるような過剰な接待・贈答については、慎まなければならない。

III-5 インサイダー取引を行ってはならない。

III-6 日常の自己管理を徹底しなければならない。

III-7 品位と誇りを持って職務を遂行しなければならない。

III-8 共に働く人を大切に(あるいは尊重)しなければならない。

運営体制

労金連のコンプライアンス体制は、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部門であるコンプライアンス部および各部門に配置されたコンプライアンス部門責任者・コンプライアンス部門担当者を中心に運営しています。

理事長を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンス態勢の整備・強化に関する諸課題について審議しています。コンプライアンス部は、コンプライアンスの企画・立案、コンプライアンス・マニュアルやコンプライアンス・プログラムの策定・見直し、モニタリング等を担当しています。また、部門ごとに、コンプライアンス態勢の定期的な自主点検や研修を実施するほか、所管業務に即した法令や事例の蓄積に努めることとしており、労金連全体でコンプライアンスに取り組む体制としています。

具体的な取組み

コンプライアンスの実践は、中期経営計画や年度ごとの事業計画にコンプライアンスに係る課題を設定するとともに、年度ごとに策定する「コンプライアンス・プログラム」に沿って、計画的に取り組んでいます。

コンプライアンス・プログラムでは、特に研修の充実に力点を置き、役職員のコンプライアンス意識の醸成とコンプライアンスの定着に努めています。

コンプライアンス上の問題については、定期的なモニタリングを通じてその把握に努めるとともに、常時、相談や報告ができるようホットライン制度を設け、早期発見・早期是正の仕組みを整備しています。

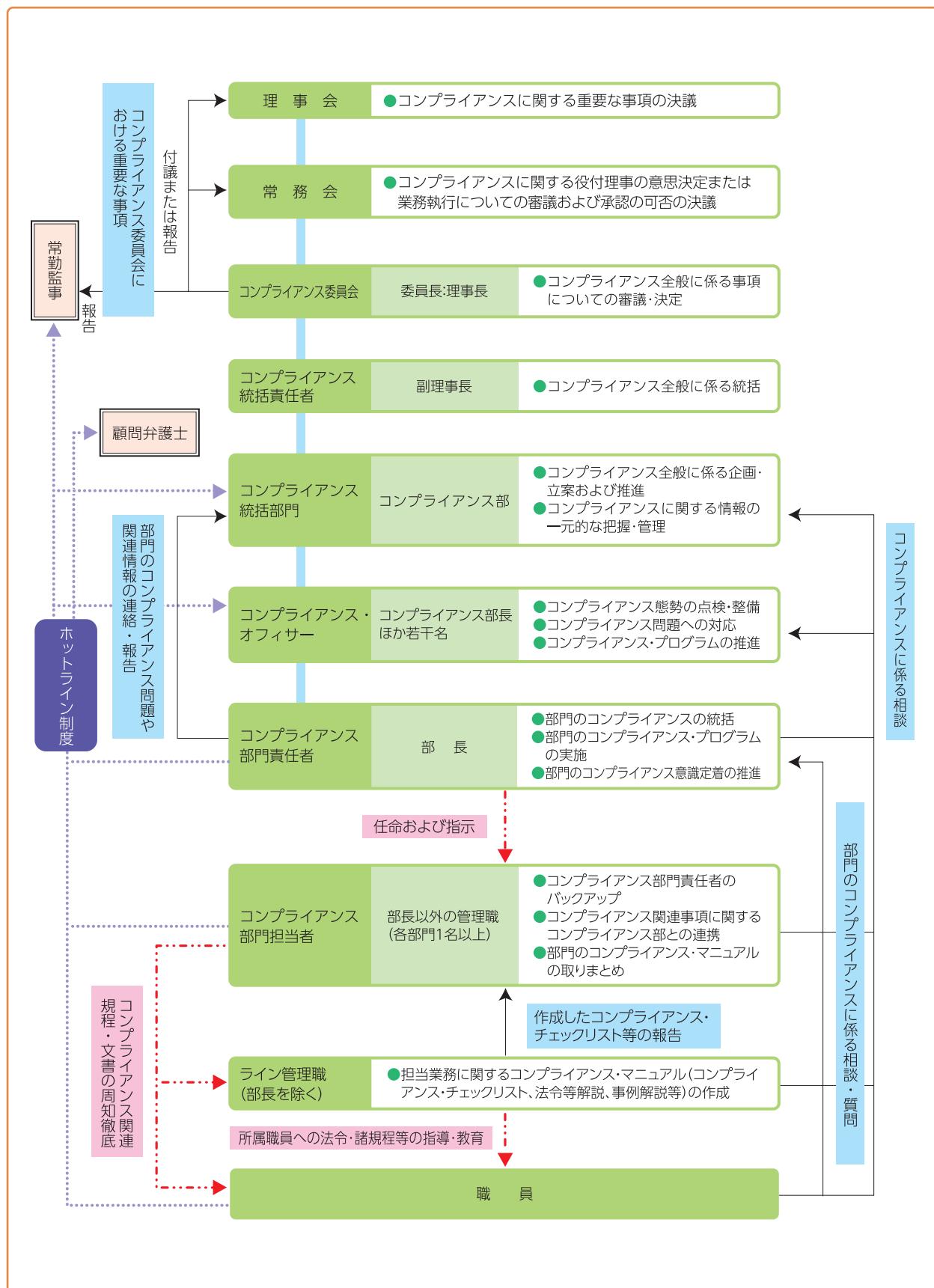
「コンプライアンス・マニュアル」には、「ろうきんの理念」、「経営方針」、「行動規範」や関連規程をはじめ、法令等解説や事例解説などを掲載し、全役職員が業務を遂行するうえでの手引きとして活用できるよう社内LAN上で情報共有し、周知徹底を図っています。

反社会的勢力との関係遮断

労金連は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断する態勢を整備しています。具体的には、行動規範・規程・対応マニュアルを整備し、統括責任者を設置して一元的な管理態勢を構築するとともに、各事業所の不当要求防止責任者がコンプライアンス部と連携することとしています。また、契約書等への暴力団排除条項導入により反社会的勢力との取引の未然防止に努めるとともに、必要に応じ外部機関とも連携のうえ対応しています。

コンプライアンス体制

(2020年7月1日現在)



マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

労金連は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下、「マネロン等」といいます。)のリスク対策を経営上の重要な課題と認識し、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命して組織横断的なリスク管理態勢を整備し対策強化に取り組んでいます。

経営陣は、関係する全ての部門が連携・協働して対応できるよう主体的に関与し、常務会において「マネロン等リスク対策計画」を毎年策定のうえ、リスクベースアプローチによるマネロン等リスクの特定・評価・低減措置の実施、継続的な顧客管理、職員研修および子会社との連携強化に取り組んでいます。

マネロン等リスク対策関連部門の役割

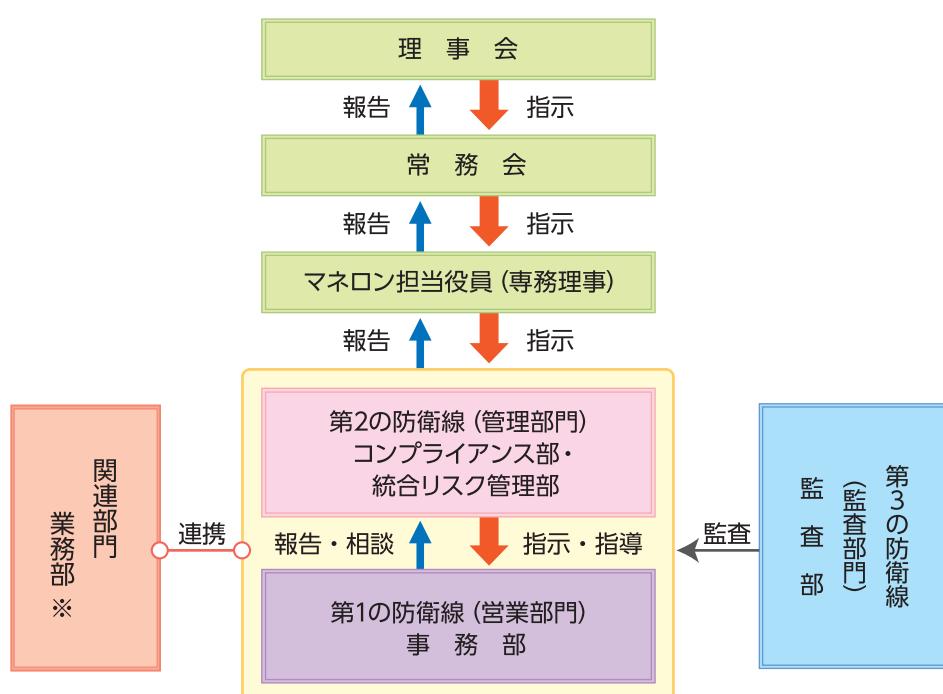
第1の防衛線(営業部門)は、顧客との取引開始時に「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認を行い、取引開始後は継続的な顧客管理を行っています。

第2の防衛線(管理部門)は、マネロン等リスク管理の主管部署として上記の方針や計画等の遵守を営業部門に指示・指導するとともに、全ての部門が協働するリスク管理態勢を推進しています。

第3の防衛線(監査部門)は、労金連におけるマネロン等リスク管理態勢の有効性を定期的に検証しています。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策体制

(2020年7月1日現在)



※ 本会は、〈ろうきん〉業態の中央機関として、金庫にとって参考とすべき情報・対応事例の共有、態勢構築への支援を行っています。

内部監査の体制

労金連では、業務部門から制約を受けない独立した部署である監査部(内部監査部門)が、内部監査の実施により、業務全般のガバナンス・プロセス等の有効性と効率性を検証・評価し、その結果に基づいて客観的意見を述べ改善提言等を行う体制としています。

内部監査の目的と範囲

内部監査部門は、業務全般のガバナンス・プロセス、リスクマネジメント・プロセスおよびリスクコントロール・プロセスを対象に、規律遵守の態度をもって有効性と効率性を評価し、これに基づいて客観的意見を述べ、改善を図ることを目的として提言・勧告を行うアシュアランス活動と、経営陣からの要請に基づき特定の経営諸活動に助言するコンサルティング活動を行います。

内部監査実施状況

労金連は、2020年度の監査の活動方針として以下の事項を掲げています。

1. 監査

(1) 重点監査項目(重点テーマ)

① 業務監査(機能別監査以外)

リスク・アセスメントに基づき、次の観点からテーマ監査を実施し、各業務の遂行状況・リスクコントロール状況を検証します。

ア. 経営課題への対応

イ. コンプライアンス・リスク管理態勢の整備・確立

ウ. 事務リスク管理態勢の適正な運営

② システム監査

リスク・アセスメントに基づき、次の観点からテーマ監査を実施し、遂行状況・リスクコントロール状況を検証します。

ア. サイバーセキュリティ対策への対応状況

イ. データ消去・破壊に関する技術・運用体制面の整備状況および運用状況

ウ. 次期アール・ワンシステム更改への対応状況

エ. システムのモニタリング、評価プロセスの運用状況

(2) 監査対象部門

① 労金連

労金連全部署を監査対象とします。

② 子会社

㈱労金カードサービスを監査対象とします。ただし、同社に監査を実施する場合は、その旨を同社に通知し、事前に了解を得たうえで監査を実施することとします。

(3) 外部専門家の活用

金融新技术に関する監査など、労金連内に知見を有しない監査については、コース等の方法により外部専門家を活用します。

2. フォローアップ

内部監査における発見事項に対する改善策への対応状況についてフォローアップを行い、その結果については役員および執行役員に報告稟議で回覧するとともに、四半期毎に開催される内部監査役員会議における報告・議論を経て常務会および理事会に定期的に報告します。

3. オフサイトモニタリング、リスク・アセスメント

(1) オフサイトモニタリング

内部監査における発見事項に係る改善策への対応状況・定着状況を含めたリスクの状況や、経営課題の進捗

状況等を確認し、経営に資する実効的・効率的なリスクベース監査を実践するため、機関会議への陪席、資料閲覧等によりオフサイトモニタリングを通年実施します。

(2) リスク・アセスメント

オフサイトモニタリングに基づき、12月末基準でリスク・アセスメントを実施することで主要リスクを識別し、経営の観点から重要かつ緊急性の高い重点テーマを選定し、次年度の内部監査方針に反映します。

リスク・アセスメントは、オフサイトモニタリングや経営陣の意向を踏まえ最低年1回以上の見直しを行い、必要な場合は前記1.(1)の重点監査項目(重点テーマ)の年度中見直しを行います。

4. 品質評価・改善活動

(1) 監査実務を通じた監査様式等の継続的改善

内部監査業務遂行および品質評価(継続的モニタリング)を通じ、内部監査規程類、監査様式、チェックリスト等の精緻化を継続的に順次進めます。

(2) 内部監査品質評価基準等に準拠した品質評価

内部監査品質評価基準等に準拠し、上記(1)の継続的モニタリングを実施するとともに、2020年12月末基準で定期的自己評価を実施します。

(3) 外部評価、定期的自己評価を踏まえた改善対応

2019年度に実施した外部評価における高度化を含めた提言事項に対する改善措置は、2020年度の事業計画課題として改善取組みを行い、2020年度の内部評価に含めてフォローアップします。

2019年12月末基準の定期的自己評価を踏まえた改善対応として、2020年度は前述の外部評価提言事項に対する改善措置でも言及されている、①内部監査要員の専門性に係る体系的な現状把握、②監査対象部署とのコミュニケーション強化、③アシュアランス(保証)機能充実に向けた業務プロセス改善を重点課題として取組みます。

5. 教育・研修

ITの技術革新やコンダクトリスク等、「経営への影響度の大きい高リスク領域」に対する監査が的確に実施できるよう、外部セミナー等に参加し、専門的能力および資質の向上を図ります。また、必要に応じて、外部専門家の助言を得て監査品質の更なる向上を図ります。

6. 監事・外部監査等との連携・調整

常勤監事および会計監査等の外部監査人、その他の監査機能と十分な連携を図り、効率的かつ有効な三様監査体制を構築します。

自己検査実施状況

各業務部門は、重要物管理に関する事故防止および正確な事務の遂行を目的として、当該部門が自らを検査する自己検査を定期的に行っています。

自己検査では、重要物等の管理状況、仮受金・仮払金等の精算状況、規程・マニュアル等の整備状況、事務過誤の発生状況とその再発防止に関する事項、セキュリティ管理とシステムリスク管理に係る事項、個人情報保護に関する事項および部長が指示する事項等について検査しています。